

一緒に考えよう！子どもの権利のこと

みんなと一歩ずつ未来に向かっていく 東員町子どもの権利条例

(平成 27 年 6 月 19 日制定)



東員町では、すべての子どもが愛し愛され幸せに暮らせるまちづくりを進めること、子どもが豊かに育つ環境を整えることを目的として、東員町に住む子どもたちが中心となって、2年間かけて、「みんなと一歩ずつ未来に向かっていく東員町子どもの権利条例」(以下、東員町子どもの権利条例)をつくりあげました。



◆「子どもの権利」と「東員町子どもの権利条例」

「子どもの権利」とは、世界中の全ての子どもが、心身ともに健康に、自分らしく育つための権利で、大きく分けて、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つがあります。この権利は、1989年の第44回国連総会において採択し、1990年に発行された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に定められており、日本では、1994年に批准されました。

東員町では、「児童の権利に関する条約」の理念に基づいて、町において子どもの権利を保障し、子どもたちが幸せに暮らせるまちづくりを進めることを目的に、東員町子どもの権利条例を定めました。

第1章 総則

基本理念

子どもの権利を保障し、子どもが幸せに暮らせるまちづくり

基本理念は、次の考え方に基きます。

- ①子どもの幸せや子どもにとって最もよいことを第一に考える。
- ②子どもの年齢や発達に配慮する。
- ③子どもと大人の相互理解を基本に、地域全体で取り組む。
- ④子ども自身の意志や力を大切にする。



第2章 人として大切な子どもの権利

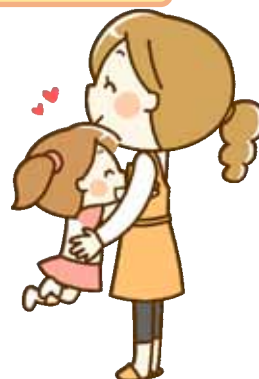
子どもが生き生きと自分らしく成長してくために、6つの権利を定めています。

【愛される権利】・・・ひとりの人間として尊重され、愛される権利

- (1) ありのままの自分を受け入れてもらうこと。
- (2) 自分の気持ちや考え、個性や能力が認められ、大切にされること。

【守られる権利】・・・安全で安心して生きていくための保障

- (1) 命が守られること。
- (2) あらゆる暴力や犯罪から心身ともに守られること。
- (3) 健康に生活ができ、適切な医療が受けられること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 愛情と理解を持って育まれること。
- (6) 平和な環境で生活できること。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。



【自分らしく生きる権利】・・・自分を大切にし、自分らしく生きる権利

- (1) ありのままの自分に自信をもって
生きること。
- (2) 発達に応じて、自分で自分のことを
決めること。
- (3) 夢や目標に向かってチャレンジ
できること。



【育つ権利】・・・子どもが子どもらしく育つための保障



- (1) 遊び、学び及び休息すること。
- (2) 自然、歴史、文化、芸術及びスポーツに親しむこと。
- (3) 家庭で食事や会話等の楽しい時間を過ごすこと。

【ともに生きる権利】・・・ほかの人とともに生きる権利

- (1) 性別、年齢、国籍、文化等が異なる人
たちと、ふれ合い、受け止め合い、育
ち合い及び仲間になる機会が得られる
こと。
- (2) 子ども同士又は子どもと大人が支え合
い、助け合う関係が大切にされること。



【意見を表明し、参加する権利】・・・主体的に参加するための保障



- (1) 自分の意見や考えを表明する機会が与えられること。
- (2) 表明された意見や考えが尊重されること。
- (3) 発達に応じて、活動の機会が用意され、意思決定に
参加すること。

第3章 子どもの権利を保障するための責務

町

子どもの権利を保障するために、様々な施策を通じて子どもの権利を尊重し、その保障に努めます。

地域住民等

子どもの権利の保障に努めるべき場所において、その権利が保障されるよう町との協働に努めます。また、子どもの権利の保障について町の施策に協力するよう努めます。

学校関係者等

町の施策に協力するよう努めるとともに、育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めます。

保護者等

子育てに第一の責任を持つものとして、子どもの気持ちを受け止め、子どもが安心して過ごせる環境づくりに努めます。

子ども

自分自身の権利及び相手の権利を尊重します。

第4章 子どもに関する施策

子どもの生活の場での権利の保障や大人の役割について定めています。

家庭では

- 子どもの年齢や成長に合った子育てをします。
- 他の人も思いやることなど、大人になるための大切なことを教えます。
- 虐待を行っては いけません。



地域では

- 誰もが安心して暮らせるように、安全な地域にします。
- 子どもが地域のことに参加できるようにします。
- 子どもに対して、大人から声掛けをします。



学校などの子どもの施設では

- 子どもが自ら育ち、学べる環境と安全体制を作ります。
- 体罰を行っては いけません。
- いじめの防止に努めます。
- 子どもが自分で考えたり、行動できることを大切にします。



町では

- 子どもの居場所づくりや子どもの権利の保障などの活動を行う町民と連携を図り、支援に努めます。
- 子どもの権利についての学習機会の提供や広報に努めます。



とういん子どもの権利の日

条例では、国際連合で子どもの権利条約が採択された日にちなみ、11月20日を「とういん子どもの権利の日」と定め、その日を含む1週間を「子どもの権利を考える週間」としています。

このことには、子どもの権利のことをみんなで考えてもらうきっかけにしてほしいという願いが込められています。

毎年、「とういん子どもの権利の日」や「子どもの権利を考える週間」に合わせて、学校などでは、子どもの権利に関する授業を行ったり、町では、子どもの権利に関する行事や啓発活動を行ったりします。



第5章 子どもの参加

子どもの意見の尊重や子どもの参加の権利について定めています。

町は、次のことの保障に努めます。

- 子どもが町政等について町民として意見を表明する機会
- 障がい、不登校、国籍やおかれている状況の違いなど、少数の立場の子どもの意見
- 文化、芸術、スポーツその他の諸活動に子どもが参加できるように、関係団体の支援や会場の整備を行うなど、活動しやすい環境

第6章 子どもの権利侵害からの救済

子どもの権利擁護委員について定めています。

- 町は、子どもの権利擁護委員を設置し、子どもの権利侵害についての相談や救済の申立てを受けた場合は、必要に応じて事実の調査と関係者間の調整を行うとともに、その解決に向けて助言や支援を行います。



第7章 子どもの権利の保障状況の検証

子どもの権利委員会について定めています。

- 町は、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、子どもの権利委員会を設置し、子どもの権利の保障の状況について調査、審議し、より効果的な施策の実施に向けて提言を行います。



子どもの声アンケート結果から



東員町子どもの権利条例の制定から5年を迎える令和元年度において、これからの子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障の推進に生かすことを目的に、東員町在住の小学1年生から高校3年生の子どもを対象に子どもの権利についての実態調査を行いました。その一部を紹介します。

回収率 95% (2,411 人 / 2,538 人)

Q. 「みんなと一歩ずつ未来に向かっていく東員町子どもの権利条例」を知っていますか。

➡ 知っている・・・46.6% (全体) 最高値 71.8% (小5)、最低値 18% (小2)

Q. あなたは、安心できる場所がありますか。

➡ ある、どちらかと言えばある・・・94.8%

5年前から
9%増加

安心できる場所(複数回答可)
「自宅」・・・92.4%
「祖父母宅」・・・37.4%
「学校」・・・34.4%

Q. 家庭や地域、学校など普段生活しているなかで「大切にされている」と感じますか？

➡ 感じる、どちらかと言えば感じる・・・90.3%

Q. 家庭や地域、学校など普段生活しているなかで「大切にされている」と感じますか。

Q. ありのままの自分のことが好きですか。



大切にされていると感じている子どもほど、ありのままの自分のことを好きと答える傾向が高いですが、大切にされていると感じているにも関わらず、そう思えない子どもも多くおり、子どもが周囲に受け止めてもらいたい気持ちと周囲が子どもに求める姿に差がある可能性があります。

Q. 住んでいるまちのために、役に立ちたい、住んでいる人と一緒に活動したいと思いますか？



Q. 困ったときや悩んだときに、話を聞いてくれる人がいますか？安心できる場所がありますか？

住んでいるまちのために、役に立ちたい、住んでいる人と一緒に活動したいと回答した子どもは全体で 72.5% でした。また、「話を聞いてくれる人」が「いる」、「安心できる場所」が「ある」と答える傾向の子どもほど、その割合は高くなりました。



◆◆◆ 分析と考察のまとめ ◆◆◆

アンケート調査の結果から、子どもの気持ちを受け止め、寄り添い、励ます人の存在は、子どもたちにとって安心できる場所となり、それによって、子どもたちが自信を持ち、自尊心や自己肯定感を高めることができると考えられます。高い自己肯定感を持つ子どもたちは、自ら決定し、行動する自主性を育み、互いを尊重しながら、自立へ向けて成長していけるのではないのでしょうか。また、社会参加や社会貢献への心が育つことにもつながると考えられます。

【自由記載より（抜粋）】

家庭のこと

- たくさんあいさつをしたら、おじさんに「いつもあいさつしてくれていいな」とママがほめられてうれしかった。
- 母と父にしつこく言っていないのに聞いてくれないし、怒られるから悲しい。

学校のこと

- みんなが素直に認めてくれたり、広い心で許してくれたり、話を聞いてくれる子がもっと増えて欲しいと思う。
- いじめをなくしてほしいです。みんな仲良くしてほしいです。
- 学校の先生が気持ちを分かってくれていない気がする。言い方がきつい。
- 違う学校の子とも仲が良く話せるし、いじめなどの事件もなくいいと思う。
- 学校のトイレの工事など、より良い学校生活を送るために考えていてくれて、とてもありがたいです。
- 夏休みに家で宿題をしたくない子は学校でもできるようにしてほしい。

地域のこと

- 登校する時や帰る時、挨拶してくれる人がいて嬉しいです。
- 地域の人と年齢関係なくスポーツができることが嬉しいです。
- 挨拶しても返してくれない大人が多い。
- 道路にゴミが落ちていたり、犬のフンがしてあることが気になる。
- 子どもがメインのイベントをたくさんしてくれるので、大切にされていると思いました。

町全体のこと

- 東員町民みんなが活動できる行事をもっと増やしてほしい。小学生、幼稚園児、中学生などみんなが仲良くなれる行事がほしい。
- いろんなところであいさつ運動をしてほしい。
- 東員町が好きです。東員町の人のために役に立つ人になりたいです。
- 祭りや商工祭などがあって楽しい町だと思います。

施設や設備のこと

- 室内でも子どもが遊べる所がほしい。
- オレンジバスの本数を増やして欲しい。時刻表の見方が分かりにくい。
- 役場など、自由に勉強できる場所を増やしてほしいです。
- 歩道を広げてほしい。凸凹している所を直してほしい。
- 家がどんどん建ってきているから、もう少し自然を増やしてほしいです。
- 図書館の本の数を増やしてほしい。
- とういんプラムトピックスで特集してくれたりするからうれしいです。
- 公園などにもっとトイレがほしい。
- 一中校区にバスケットコートがほしい。
- 陸上競技場を公認にしてほしい。

その他のこと

- 学童保育所をもっと楽しく過ごしたい。



国で子どもの権利条約が定められている中で、東員町の条例をつくり、子どもが安心できるような町にするのと同時に、子どもと大人の関係を振り返り、良い町にしたいです。

ある先人は、何よりも子どもが大切という内容の短歌をつくりました。それに対して、私たちは、「子ども全員が大切にされてほしい」、「子どもが安心できる場所があってほしい」、「子ども全員がやさしい笑顔とあたたかい笑顔がつかれるようになってほしい」など思っています。お互いの意見を尊重し合える事も大切です。私たちのほかにも、このようなことを思っている人はたくさんいると思います。

今の保護者の中には、自分の子どもに対して、無責任な人がいます。自分の子どもの面倒を見ず、一人で遊びに行ったり、車の中においていったまどこかへ行ったりなど、無責任な行動が目立つようになってきました。自分の子どもを育てるのをやめたり、虐待をしたり、自分の子どもがいじめに関わっていても、何も考えない親がいたりします。例えば、東員町子どもの声アンケートの結果で、「家族に大切にされていると思いますか」という項目では、2,213人中の20人の人日本が批准している「子どもの権利条約」の第12条に「子どもに影響を及ぼすことが決められるときには、そのすべての事柄について、子どもは自由に意見を表明でき、その意見は子どもの年齢と成熟に応じて正当に重視されなければならない」と書かれています。そこで、条例の前文は子どもの権利条例づくり推進子ども委員会（以下、が思わないと回答しています。このような状態で、本当にいいのでしょうか。こんなことでは、今、深刻化しているいじめの問題が解決するはずがありません。

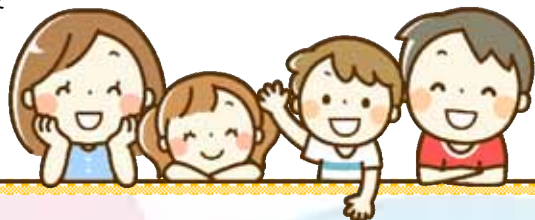
子ども同士のトラブルで、命を絶つ子ども少なくありません。それを解決するためには、いじめや体罰、そして虐待をなくさなければいけません。いじめをすると、した方もされた方も傷つきます。子どもだからという理由で、残酷ないじめという状況を大人側の考えで片付けないでほしいです。

もちろん、子ども同士もがんばらないといけませんが、保護者は、それ以上にそんな子どもの手助けをできるようになってほしいです。そして、子どもが自ら行動できるようになるためには「やって」、「やれ」などではなく、「やってみよう」などあたたかく見守ってほしいです。

大人の勝手な行動で、子どもが傷ついているかもしれません。

町民一人ひとりが愛し愛されるように、もう一度自分を振り返ってみてはどうでしょう。

みんなが幸せに暮らせる町を創りあげましょう。



この前文は、条例の策定にあたり、子どもの権利条例づくり推進子ども委員会が作成しました。内容や文法上、十分ではないところもありますが、そのままの形で掲載しています。